

まちづくり NEWS LETTER



Vol.2

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり班 / 令和5年11月発行

国東市が「景観まちづくり教室」を開催しました

国東市は、身近な自然を学び、景観に興味を持ってもらうため、9月28日（木）に国東市の旭日小学校で、翌29日（金）に富来小学校で「景観まちづくり教室」を開催しました。講師は、国東市まちづくりアドバイザー、大分県景観アドバイザーである佐藤誠治先生です。



大分大学名誉教授 佐藤誠治先生が授業を行う様子。



スケッチを行った箇所に付箋をつける様子。
身近な景観として、多くの児童が旭日小のすぐ隣にある美迫池の景観に好意を示していた。

旭日小では、講師から国東半島の歴史や、国東市にある両子寺や五辻不動尊などの景観を紹介し、その後、児童が事前に作成していたスケッチを用いて発表を行いました。

また、ドローンを使用して上空から撮影した、小学校周辺の景観の鑑賞も行いました。いつも見ている景色を上空から確認した映像に、多くの児童が興味を示していました。

景観・まちづくり班公式Instagram・Xを開設しました

県では、令和5年3月に、県民、事業者、行政が景観の価値を共有し、「協働して守り育てていく」ことを基本理念に、大分県広域景観保全・形成指針を策定しました。まずは、県内にある身近な景観に気づいていただき、良好な景観の形成に繋がっていきたいと思い、県内の景観や景観に関するセミナーなどを紹介するSNSを開設しました。



Instagram

アカウント名：おおいた景観まちづくり
アカウントID：oitakeikan



X (旧Twitter)

アカウント名：おおいた景観まちづくり
アカウントID：oitakeikan



大分県の魅力的な景観、まちづくりに関する情報を発信しますので、ぜひフォローといいねをお願いします！



盛土規制法について紹介します



盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)ってどんな法律？

1. 規制区域を指定します

盛土等の崩落により、人家等に被害を与える可能性があるエリアを規制区域として指定します。

2. 安全な盛土等をつくるために

規制区域内で盛土等の工事を行う場合は、事前に許可が必要となります。

3. 盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、所有者等*も盛土等を安全に保つ責務があります。

※「所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。

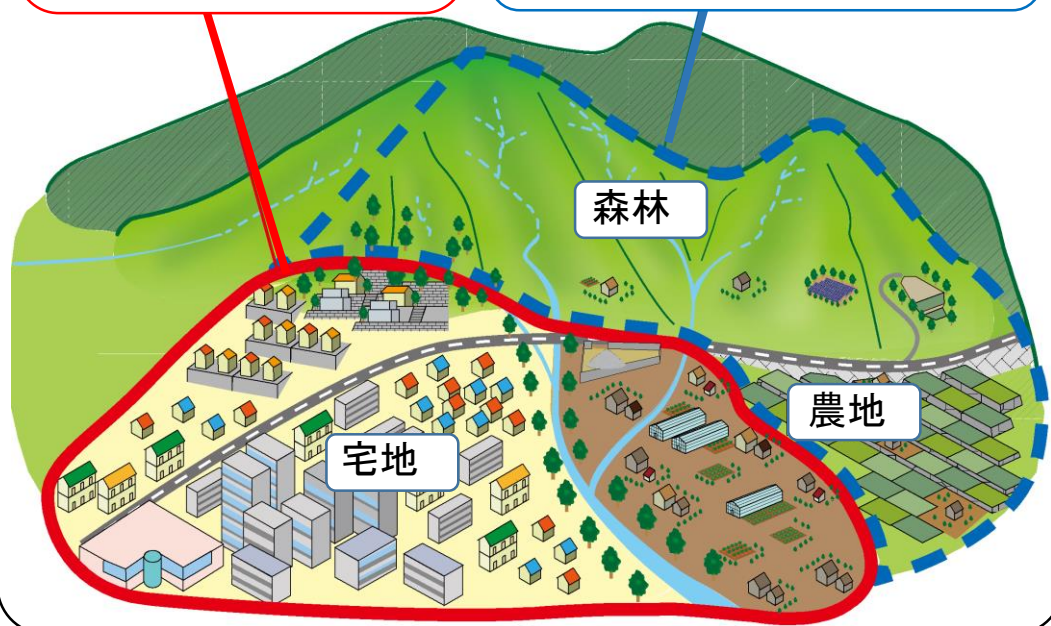
1. 規制区域ってどんな場所？

宅地造成等 工事規制区域

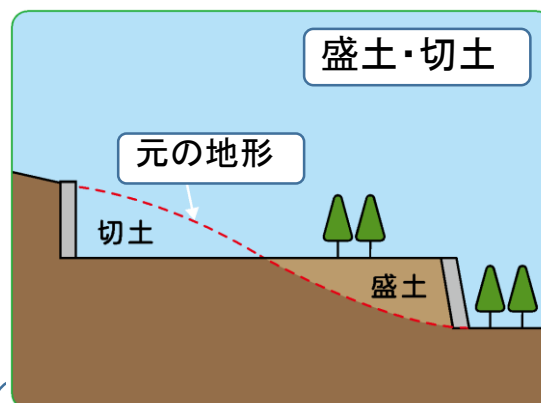
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア



2. 許可が必要な工事って？

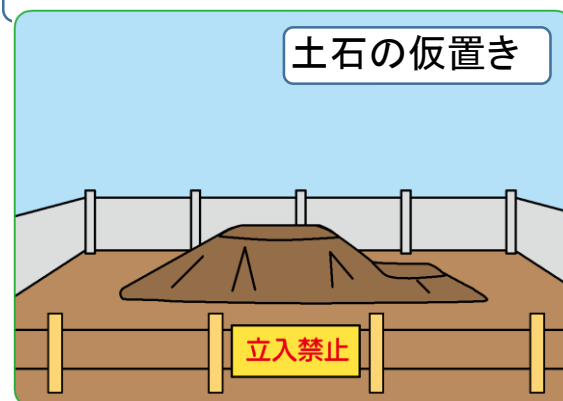


例えば・・・

- 宅地を造成するための盛土・切土
- 残土処分場での盛土・切土
- 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

例えば・・・

- 土砂のストックヤードにおける仮置き等



※このような工事のうち、一定規模以上の工事では許可等が必要となり規制の対象となります。

3. 所有者等の方も、注意が必要です！

- ◆ 規制区域内の土地の過去の盛土等も含めて、安全な状態に維持する努力義務が課せられます。そのため、自身の土地の盛土等が周囲に危険を与えないように注意が必要です。

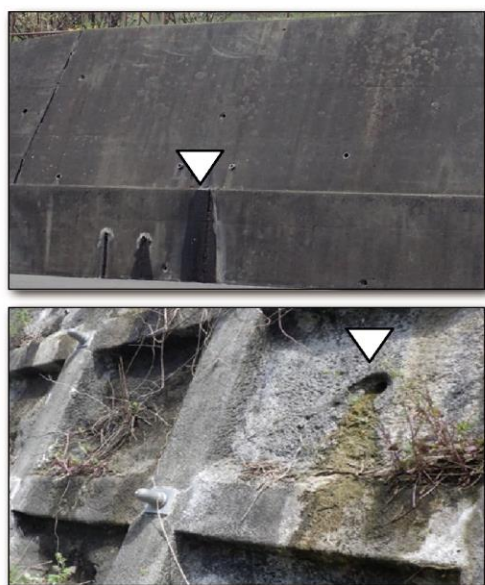
危険な盛土とは？

下の写真のような現象がみられる場合は注意が必要です！
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみてください。

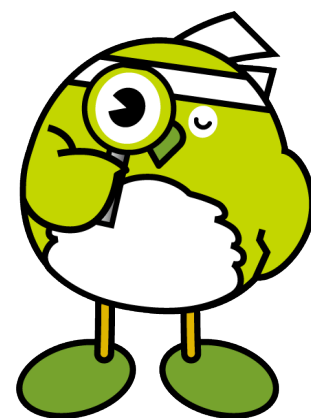
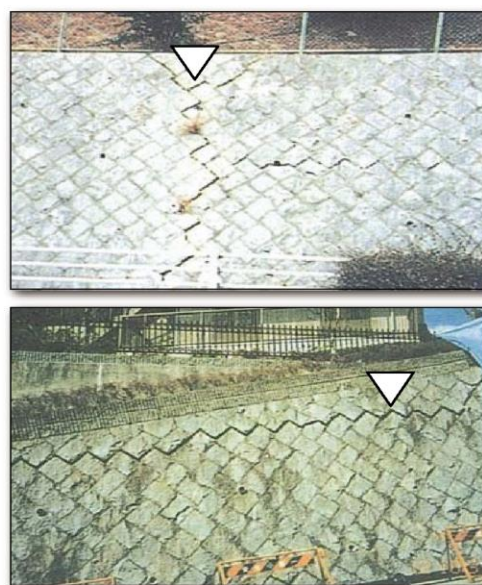
盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



※ 上記の対応が必要となるのは、規制区域を指定した後からになります。
大分県では、規制区域の指定を、令和7年度以降に行う予定です。

担当: 大分県 都市・まちづくり推進課 盛土対策班 連絡先: 097-506-4692

出典: 国土交通省「盛土規制法パンフレット」(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)をもとに大分県作成